

ご出席の株主様への

お土産のご用意はございません。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

第128回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年 4月24日(木)

午前10時(受付開始 午前9時)

場所

東京都港区赤坂七丁目8番5号

当社地階ショールーム

書面による議決権行使期限は

2025年4月23日(水)午後6時到着分まで

決議事項

議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）

4名選任の件

目次

2 第128回定時株主総会招集ご通知

7 株主総会参考書類

11 事業報告

27 連結計算書類

29 計算書類

31 監査報告

37 ご参考

末尾 株主総会会場ご案内図

素足以上に
足どり軽く



株式会社ナイガイ

証券コード 8013

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

第128期連結会計年度（2024年2月1日から2025年1月31日まで、以下、当期）の事業の概況をご報告するにあたりまして、ご挨拶申し上げます。

当期における我が国経済は、雇用・所得環境の改善等により、緩やかな景気回復の基調で推移しました。その一方で、中国経済の先行き懸念、地政学的リスクの長期化に加え、米国の今後の政策動向などの影響もあり、依然として不透明な状況が続きました。

このような状況下、当社グループは、第5次中期経営計画で掲げている、事業ポートフォリオ戦略の実行により、当期の業績は2期連続で黒字化することができました。

しかしながら配当につきましては、当期の業績及び今後の経営環境等を総合的に判断し、誠に遺憾ながら、当期も無配とさせていただきますたくお願い申し上げます。株主の皆様には深くお詫び申し上げます。

第129期につきましては、2025年2月3日に公表いたしました、第6次中期経営計画（N-Challenge 2027）の施策を確実に実行することで、早期に安定的に業績を回復させ、復配のための環境整備に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長 **今泉 賢治**

2025年4月

株 主 各 位

証券コード 8013

(発送日) 2025年4月2日
(電子提供措置の開始日) 2025年4月2日

東京都港区赤坂七丁目8番5号

株式会社ナイガイ

代表取締役社長 **今泉 賢治**

第128回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第128回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイト「第128回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.naigai.co.jp/corp/irrelease/list00000000.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/8013/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスの場合は、「銘柄名（会社名）」欄に「ナイガイ」を、又は「コード」欄に証券コード「8013」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後記「議決権行使のご案内」にしたがって、**2025年4月23日(水)午後6時まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

ご参考

記

1 日 時	2025年 4 月24日(木)午前10時
2 場 所	東京都港区赤坂七丁目 8 番 5 号 当社地階ショールーム
3 目的事項	報告事項 1. 第128期（2024年 2 月 1 日から2025年 1 月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第128期（2024年 2 月 1 日から2025年 1 月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 4 名選任の件

以 上

- 次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、前記のインターネット上の各ウェブサイトにて「第128 回定時株主総会招集ご通知（交付書面省略記載事項）」として掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「会社の支配に関する基本方針」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「注記」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「注記」
 従って、本招集ご通知は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項を修正する必要がある場合には、前記のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2025年4月24日（木曜日）
午前10時



インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年4月23日（水曜日）
午後6時入力完了分まで
※ウェブサイトのメンテナンス作業のための取扱い休止期間
2025年4月7日（月）
午前0時～午前5時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年4月23日（水曜日）
午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

- | 議案 | |
|----------------|-----------------------------------|
| ● 全員賛成の場合 | >> 賛に○印 |
| ● 全員反対の場合 | >> 否に○印 |
| ● 一部の候補者に反対の場合 | >> 賛に○印をし、
反対する候補者の番号をご記入ください。 |

※議決権行使書用紙はイメージです。

- インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読取ってください。



議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

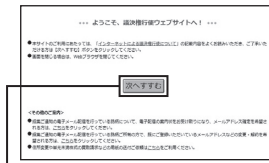
※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

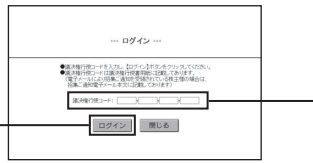
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

1 上記議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



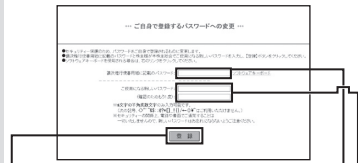
「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

電話：0120-652-031（フリーダイヤル）

受付時間 午前9時～午後9時

ウェブサイトのメンテナンス作業のための取扱い休止期間
2025年4月7日（月）午前0時～午前5時

<メモ欄>

議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会においては異論のない旨を確認しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

いまいずみ けんじ

1

今泉 賢治

(1964年10月28日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1987年 4月 当社 入社
2004年 2月 当社 靴下事業部商品第一部長
2008年 2月 当社 執行役員
2009年 4月 当社 取締役
2012年 5月 (株)ナイガイ・イム 代表取締役社長
2015年10月 当社 代表取締役社長
2019年 2月 当社 代表取締役社長執行役員(現任)



重要な兼職の状況

該当事項はありません。

所有する当社の株式数

35,400株

取締役候補者とした理由

当社代表取締役社長として当社グループの経営を担っており、商品企画をはじめ当社の事業に精通しており、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績から、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

いちはら
市原さとる
聡

(1959年6月5日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1982年 4月 当社 入社
2002年 2月 当社 SPA事業部長
2005年 2月 ナイガイアパレル(株) 執行役員
2006年 2月 当社 経営企画室統括部長
2008年 2月 当社 執行役員事業革新推進室長
2008年 4月 当社 取締役
2019年 2月 当社 取締役常務執行役員(現任)



重要な兼職の状況

該当事項はありません。

所有する当社の株式数

19,600株

取締役候補者とした理由

当社取締役として総務、経理を担当する管理部門を統括してきた実績と、経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

たかはら
高原さとし
聡

(1969年5月29日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1993年 4月 当社 入社
2010年 8月 当社 営業第一部長
2015年 2月 当社 営業第二部長
2016年 2月 当社 商品部長
2016年 2月 当社 執行役員
2021年 4月 当社 取締役執行役員
2024年 4月 当社 取締役常務執行役員(現任)
2024年 5月 タビオ株式会社 社外取締役(現任)



重要な兼職の状況

タビオ株式会社 社外取締役

所有する当社の株式数

15,600株

取締役候補者とした理由

当社取締役として、当社グループの商品部門及び海外部門を統括してきた実績と、商品戦略及び海外事業における豊富な経験を有していることから、当社の取締役として相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

株主総会参考書類

候補者
番号

4

おぎわら
荻原

まさとし
正俊

(1949年7月2日生)

社外

再任

略歴、当社における地位及び担当

1978年 4月 三井不動産株式会社 入社
2009年 8月 タビオ株式会社 入社
2009年 8月 同社 専務取締役
2013年 9月 同社 東京支店長
2013年12月 Tabio France S.A.S. 代表取締役
2024年 4月 当社 社外取締役(現任)
2024年 5月 タビオ株式会社 相談役(現任)



重要な兼職の状況

タビオ株式会社 相談役

所有する当社の株式数

—

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

タビオ株式会社において専務取締役を務めるなど、経営者としての豊富な経験と実績を当社の経営に活かしていただくことが期待できることから、当社の社外取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 現任取締役の当社における担当は、21頁に記載のとおりであります。
3. 荻原正俊氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（会社役員賠償責任保険契約）を締結しており、本議案が原案のとおり承認され、各候補者が取締役役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。なお、当社は、任期途中である2025年11月に当該保険契約を同様の内容で更新する予定であります。
5. 当社は、荻原正俊氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 荻原正俊氏は、現在、当社の監査等委員でない社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

(ご参考) 本総会終了後の取締役等のスキル・マトリックス

議案が原案どおり承認可決された場合、取締役等のスキル・マトリックスは、下記のとおりとなります。

地位	氏名	企業経営	事業戦略	海外戦略	営業/業界	商品/開発	人材/管理	財務/会計	リスク管理
代表取締役社長執行役員	今泉 賢治	○	○	○	○	○			○
取締役常務執行役員	市原 聡	○	○			○	○	○	○
取締役常務執行役員	高原 聡	○	○	○	○	○			
社外取締役	荻原 正俊	○	○		○				○
取締役常勤監査等委員	磯田 裕	○			○	○			○
社外取締役監査等委員	野口 光夫	○	○					○	○
社外取締役監査等委員	松居 智子	○					○		○
執行役員	中谷 彰		○					○	
執行役員	土屋 聡子		○		○	○			
執行役員	安松 英一		○		○	○			
執行役員	児玉 裕司		○		○	○			
執行役員	佐藤 慎也		○	○	○	○			○

(注) 上表は各候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

<スキルの定義>

- ・企業経営 企業経営の経験の有無や、経営戦略に関する知見
- ・事業戦略 事業戦略やマーケティングに関する知見・経験
- ・海外戦略 海外における事業戦略やマーケティングに関する知見・経験
- ・営業/業界 レッグウェア・ホームウェアを中心としたアパレル業界、小売業に関する知見・経験
- ・商品/開発 国内外での良質なモノづくりや、グローバルライセンス契約等のアパレル事業に関する知見・経験
- ・人材/管理 人材戦略等、人事労務業務に関する知見・経験
- ・財務/会計 財務会計、税務、M&Aに関する知見・経験
- ・リスク管理 法律やコンプライアンスを踏まえたリスクマネジメントに関する知見・経験

以上

事業報告 (2024年2月1日から2025年1月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善等により、緩やかな景気回復の基調で推移しました。その一方で、中国経済の先行き懸念、地政学的リスクの長期化に加え、米国の今後の政策動向などの影響もあり、依然として不透明な状況が続きました。

衣料品業界におきましては、賃上げやインバウンド消費の伸長などの好材料もありましたが、原材料及びエネルギー価格の高騰に加え、度重なる物価上昇もあり、個人消費の冷え込みが懸念されます。

このような状況下、当社グループは、最重要課題を安定的な利益体質の再構築、成長による企業価値向上の実現と捉え、当連結会計年度を最終年度とする第5次中期経営計画で掲げる次の施策に取り組んでまいりました。

【ベースカーゴ事業の卸売り販売】

〈既存販路〉

- ・自主運営体制のショップ化及び服飾雑貨企業との連合運営売場の増設
- ・メンズリラクシングウェア、ナイトウェアの展開店舗及び売場シェアの拡大
- ・婦人靴下売場でのレギンスパンツ等の新エッセンスアイテムの拡充
- ・大手GMSとのPB及びブランドビジネス展開の拡充
- ・フェムテック、フェムケア市場に向けた新たな商品開発

〈新規販路〉

- ・大手専門店チェーン販路での新規販売

〈拡大販路〉

- ・パートナー企業を通じてのディストリビューションネットワークの拡大

【成長投資事業の小売り販売】

〈EC 販売〉

- ・EC顧客ニーズに合わせた商品の開発
- ・サプライチェーンの最適化による販売機会損失の防止

【新たな取組み】

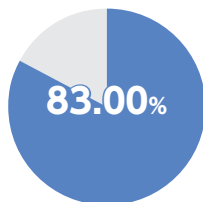
- ・タビオ株式会社との協業の拡大
- ・新たな顧客を獲得するため、キャラクターブランドの追加による販売拡大
- ・テレビCMなどマスメディアを通じた顧客接点の拡大

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、13,162百万円（前年同期比1.1%増）、営業利益57百万円（前年同期比156.0%増）、経常利益は151百万円（前年同期比11.1%減）となり、さらに、特別利益に投資有価証券売却益を計上し、特別損失に固定資産の減損損失を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は100百万円（前年同期比10.6%減）となりました。

事業別の概況は下記のとおりであります。

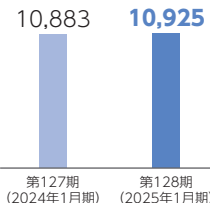
卸売り事業

売上高構成比



売上高

(単位：百万円)



卸売り事業につきましては、百貨店販路のレッグウェア、アンダーウェアでは、当社主体の魅力ある店頭の売場作りにより、顧客との長期的な関係構築を目指す販売戦略を実行しました。

その中で、紳士品種は、消費者のライフスタイルや購買データなどの情報に応じて、商品を効果的に展開することで、プロパー価格販売の強化に取り組みました。アンダーウェア、リラクシングウェアでは、都心店を中心にインバウンド顧客に向けた売場占有率向上施策に注力したことに加え、当社が主体となる売場を拡大したことにより、店頭販売は前年実績を上回りました。婦人品種は、百貨店におけるセール販売の縮小に伴い、季節商品の展開拡大に加えて、レギンスパンツなどのエッセンスアイテムの拡充により、消費者に新たな価値を提供しました。一方、10月から11月前半までの高気温の影響により、秋冬商戦のスタートは苦戦したものの、当社のロングセラー商品「ハマグリパイルソックス」の70周年を記念した「ポロ・ラルフローレン」や「サンリオキャラクター」などとのコラボ商品の販売に加えて、新しいキャラクターブランド「ドラえもん」商品の投入により、店頭販売は前年実績を上回りました。

ホームウェアにつきましては、パジャマでは、販売価格の見直しと、気候変動に合わせた季節商品が好調に推移した結果、前年実績を上回りました。一方、エプロンでは、需要の減少に併せて、顧客の価格抵抗感が強まった結果、ギフト需要が振るわず、前年割れの売り上げとなりました。

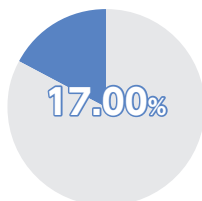
量販店販路では、新規販路の拡大策として、大手専門店チェーンでの新たな販売を始めました。また、協業パートナーとのディストリビューション販売の深耕と直接消費者へのアプローチをするための販促活動として、フェムテック・フェムケア商品「整 TOTOONO」、安心してつかえるユニバーサルデザインソックス「みんなのくつした」のテレビCMを放映した結果、大幅な増収となりました。

これらの結果、当連結会計年度での卸売り事業の売上高は10,925百万円(前年同期比0.4%増)、営業利益は31百万円(前年同期比36.2%増)となりました。

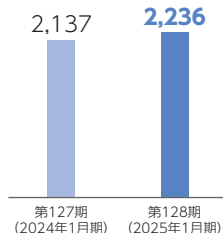
事業報告

小売り事業

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)



小売り事業につきましては、EC事業はレッグウェアのインターネット販売において、EC顧客向けのオリジナル企画をライセンスブランド「ポロ・ラルフローレン」や、NBブランド（当社ブランド）にて登山、着圧などの機能性商品を投入したことが寄与し、大幅な増収となりました。また、センチーレワン株式会社が展開するバッグのインターネット販売については、消費者ニーズの多様化により販売は苦戦しました。

直営店事業は、HAPPY SOCKSの店舗で、不採算店の閉店の影響があったものの、竹下店ではインバウンドによる入店客数が増加したことに加え、日本限定商品の拡充により店頭売上は前年実績を大きく上回りました。また、「HitoAshiヒトアシ」府中店では服飾雑貨企業との協業を推進し、顧客とのタッチポイント拡大に注力した結果、店頭売上は前年実績を上回りました。加えて、羽田エアポートガーデンや二子玉川ライズなど期間限定SHOPを積極的に出店し新たな売上を創出することができました。

これらの結果、当連結会計年度の小売り事業の売上高は2,236百万円(前年同期比4.6%増)、営業利益は26百万円(前年同期は0百万円の営業損失)となりました。

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

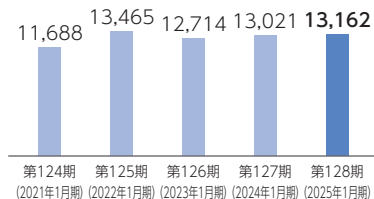
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

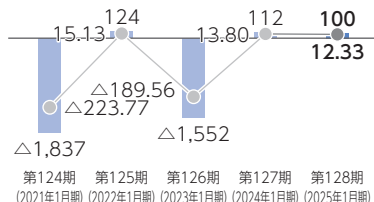
(2) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

売上高 (単位：百万円)

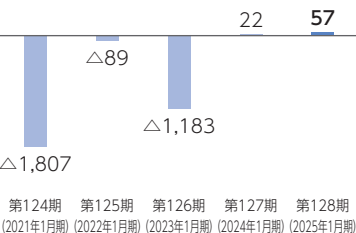


親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (単位：百万円)

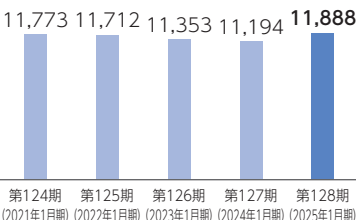
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (単位：円)



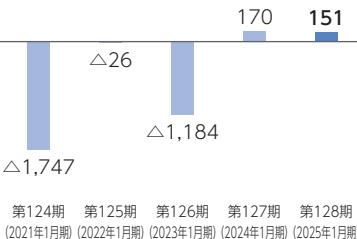
営業利益又は営業損失(△) (単位：百万円)



総資産 (単位：百万円)

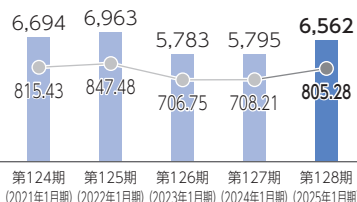


経常利益又は経常損失(△) (単位：百万円)



純資産 (単位：百万円)

1株当たり純資産 (単位：円)



		第124期 (2021年1月期)	第125期 (2022年1月期)	第126期 (2023年1月期)	第127期 (2024年1月期)	第128期 (当連結会計年度) (2025年1月期)
売上高	(百万円)	11,688	13,465	12,714	13,021	13,162
営業利益又は営業損失(△)	(百万円)	△1,807	△89	△1,183	22	57
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	△1,747	△26	△1,184	170	151
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(百万円)	△1,837	124	△1,552	112	100
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	△223.77	15.13	△189.56	13.80	12.33
総資産	(百万円)	11,773	11,712	11,353	11,194	11,888
純資産	(百万円)	6,694	6,963	5,783	5,795	6,562
1株当たり純資産	(円)	815.43	847.48	706.75	708.21	805.28

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第126期の期首から適用しており、第126期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

事業報告

(3) 重要な親会社及び子会社の状況(2025年1月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
センティーレワン株式会社	60	100	革製品等のインターネット販売

(4) 対処すべき課題

当社グループは、厳しい経営環境の変化への耐性を高め、安定的な利益体質を再構築するとともに、成長による企業価値向上の実現が最重要経営命題と認識し、2025年2月3日に公表いたしました、第6次中期経営計画（N-Challenge 2027）の2030年ビジョンである「パーソナル・ソリューションカンパニー」の実現に向けて、消費者起点の発想による、新たな事業モデルの創造へ挑戦してまいります。

1. 事業ポートフォリオ戦略による収益基盤の再構築と安定化

1) 育成事業の本格的な構築と領域拡大

- 百貨店事業の収益力強化
 - ・百貨店の閉店、売場縮小などのリスクを想定した営業戦略を更に推し進め、他社協業を含む自主運営売場拡大に伴う百貨店内でのシェア率アップにより売上の拡大を図る
- 直営店事業の新戦略推進
 - ・既存直営店の収益改善に取り組み、売場のプロデュース業化による直営店モデルを拡大
 - ・EC事業とのOMO施策により、消費者の利便性向上および購入体験の向上を推進

2) 成長加速事業の更なる売上拡大

- レッグEC事業の成長
 - ・EC顧客ニーズに特化した独自開発商品のラインナップの拡充により、更なる売上拡大を図る
 - ・消費者とのタッチポイント拡大のため、自社ECサイト「ナイガイオンラインショップ」における、各種検索エンジンでのSEO施策やSNSを活用した広告活動などにより、集客力を向上させる
- 量販店事業の新規販路の開拓と深耕による収益力強化
 - ・顧客ニーズに向けた付加価値商品の開発による新たな販売拠点の開拓
 - ・パートナー企業とのサプライチェーン全般の協業範囲を拡大し、効率的な営業戦略の展開

3) 収益深耕事業の収益拡大

●海外販路の販売の拡大

- ・アジア市場での新規ライセンスブランド展開
- ・現地EC販売の開始
- ・タビオ中国に向けた、中国製ジャパंकオリティ靴下の供給

●バッグEC事業の販売拡大

- ・革以外（生地系）のバッグを扱う新たなセレクトショップの立ち上げによる、収益モデルの再構築

4) 構造改革事業における収益基盤の再構築

●ホームウェア事業の効率化推進

- ・パジャマ品種は、消費者に向けた新たな付加価値商品の提供による売上拡大
- ・エプロン品種は、店舗別の採算基準を見直し、取引条件の改善や不採算店舗からの撤退を含め、事業運営の効率化を推進

●ロンデックス事業の領域拡大

- ・ゴム製品製造技術を駆使した新規工業用途ビジネス販路の開拓

5) ナイガイ・オンリーバリューとしてのNB（自社商品）開発と拡販

- ・R&D（研究開発）の迅速化と、オンラインとオフラインにおけるテストマーケティングの実践により、新商品の早期市場投入
- ・顧客の購買動機となる機能性エビデンスを取得するため、ナイガイラボを活用

6) タビオ社との協業促進

- ・協業型OMOショップの新たな出店
- ・当社靴下をタビオ店舗・ECに向けての販売を加速化
- ・婦人靴下売場におけるコンバインショップの出店

7) 適地適産化のサプライチェーンの更なる強化

- ・国内生産：to C事業の強化に向けた新たなQR体制の構築
- ・海外生産：ジャパंकオリティ×ベストプライスを実現する生産インフラの構築

事業報告

2. 「サステナブル」経営への取り組み

当社グループは、社会の課題解決とナイガイグループの成長を両立させる「共有価値の創造（CSV）」により、持続可能な社会・環境の実現に貢献することを目標としており、業界全体として抱える人権問題や環境問題に関する社会的課題を、持続的成長に向けて解決すべき重要な課題として捉え、適宜適切な対応を進めております。今後におきましても、これら課題が及ぼす事業へのリスク及び機会を継続的に把握、評価した上で適切な対応を進めてまいります。

3. コンプライアンス遵守の取り組み

当社は代表取締役を委員長とする、コンプライアンス委員会を設置し、経営層による全社員とのコンプライアンス対話会（モニタリング）を継続的に実施するとともに、各職場におけるコンプライアンス勉強会を開催するなど、組織、個人のコンプライアンス意識の醸成と定着を目的とした必要な施策に取り組んでおります。

4. コーポレート・ガバナンス強化への取り組み

当社は、コーポレート・ガバナンス強化への積極的な取り組みを通じて、継続的な企業価値の向上を果たすことが経営上の重要課題であると認識し、効率的な業務執行及び監督体制の構築、経営の透明性・健全性の確保のために、内部統制の機能強化及び取締役会の実効性向上に取り組んでまいります。

＜継続企業の前提に関する重要事象等＞

当社グループは、当連結会計年度において営業損益は2期連続で黒字となったものの、営業キャッシュ・フローは連続してマイナスを計上しております。従いまして、継続企業の前提に重要な疑義が生じさせる事象又は状況が引き続き存在していると認識しております。

このような状況を解消するために当社グループは、2025年2月3日に公表いたしました、第6次中期経営計画の着実な実行により、営業キャッシュ・フローの黒字化を計画していることから、現時点では当社グループにおいて、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

なお、資金面については、金融機関からの融資継続を含め手元資金は十分確保できており、財務面での安全性は確保できております。

以上のことから、現時点では当社グループにおいて継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(5) 主要な事業内容(2025年1月31日現在)

事業区分	事業内容
卸 売 り 事 業	レッグウェア、ホームウェア、その他衣料品等の卸売り等
小 売 り 事 業	HappySocks等の直営店事業 レッグウェア、革製品等のインターネット販売

(6) 主要な事業所(2025年1月31日現在)

① 当社の事業所

本 社	東京都港区
大 阪 オ フ ィ ス	大阪府大阪市中央区
福 岡 オ フ ィ ス	福岡県福岡市中央区

② 子会社の主要な事業所

センティーレワン株式会社	大阪府大阪市北区
--------------	----------

事業報告

(7) 使用人の状況 (2025年1月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
卸売り事業	137名	1名減
小売り事業	19	3名増
合計	156	2名増

(注) 使用人数は、就業員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
86名	5名増	46.8歳	16.0年

(注) 使用人数は、就業員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年1月31日現在)

借入先	借入額
株式会社商工組合中央金庫	522百万円
株式会社三井住友銀行	500
株式会社りそな銀行	300
株式会社山梨中央銀行	200
三井住友信託銀行株式会社	100
合計	1,622

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

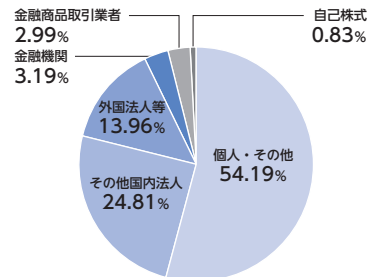
特記すべき事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年1月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 27,800,000株
- ② 発行済株式の総数 8,217,281株
(自己株式 68,434株を含む)
- ③ 株主数 11,035名
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主(上位10名)

所有者別株式分布状況



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
タビオ株式会社	815	10.00
MNインターファッション株式会社	814	9.99
ナイガイ協力会社持株会	370	4.54
ECM MF	347	4.26
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-563114	314	3.85
LGT BANK LTD	201	2.47
INTERACTIVE BROKERS LLC	165	2.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	132	1.62
倉敷紡績株式会社	103	1.26
株式会社Ciel Bleu	95	1.16

(注) 持株比率は、自己株式68,434株を控除して計算しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

⑥ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式数	交付された者の人数
取締役 (監査等委員を除く。)	当社普通株式 22,300株	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、23頁から24頁までの「(3)⑤取締役の報酬等」に記載のとおりであります。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

事業報告

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況(2025年1月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	今泉 賢治	営業本部長
取 締 役	市原 聡	営業本部/Management Resources Control div.担当/国内子会社担当
取 締 役	高原 聡	営業本部/Global Retail Merchandising div.担当/海外子会社業務執行担当/タビオ(株)社外取締役
取 締 役	荻原 正俊	タビオ(株)相談役
取締役(常勤監査等委員)	磯田 裕	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	野口 光夫	東京シティ合同事務所代表
取 締 役 (監 査 等 委 員)	松居 智子	長野国助法律事務所/パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役荻原正俊氏、取締役(監査等委員)野口光夫氏及び松居智子氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)野口光夫氏は、国税局等の官公庁での税務に関する豊富な経験に加え、税理士としての高度かつ専門的な財務・会計に関する十分な知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員)松居智子氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、同氏は弁護士として企業法務に精通しており、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
4. 当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために常勤の監査等委員を選定しております。
5. 当社は、取締役(監査等委員)野口光夫氏及び松居智子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 当社は、執行役員制度を導入しております。2025年2月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
社長執行役員	※今泉 賢治	
常務執行役員	※市原 聡	経理部担当/総務人事部担当/国内子会社担当
常務執行役員	※高原 聡	営業4部担当/商品部担当/海外子会社業務執行担当/タビオ(株)社外取締役
執 行 役 員	中谷 彰	経理部担当/海外子会社経理監査担当
執 行 役 員	土屋 聡子	品質管理課担当/広報室長
執 行 役 員	安松 英一	営業1部担当/営業2部担当/営業3部担当兼営業3部GM
執 行 役 員	児玉 裕司	営業5部担当兼営業5部GM
執 行 役 員	佐藤 慎也	内部統制部担当兼内部統制部GM/経営企画室長

(注) ※印の執行役員は、取締役を兼務しております。

② 当事業年度中の取締役の異動

2024年4月25日開催の第127回定時株主総会終結の時をもって、取締役常務執行役員谷知久氏及び取締役(監査等委員)境康氏は任期満了により退任いたしました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（会社役員賠償責任保険契約）を締結しており、当社の各取締役並びに子会社の各取締役及び監査役は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等について填補することとされています。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。なお、当社は、1年ごとに契約更新をしており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

⑤ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年4月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について決議しております。その内容は次のとおりです。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬である月額固定報酬及び非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う監査等委員である取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

i 基本報酬に関する方針（報酬等の付与時期や条件に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬である月額固定報酬は、東証上場の大手企業も数多く参加する外部調査機関の役員報酬調査データ（役員報酬サーベイ）を用いて、国内の同業又は売上等が同規模の他企業との報酬水準の客観的な比較検証を行い、役位・職責ごとに基準報酬を取締役会にて定めております。

そのうえで、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に関しては、取締役会の一任を受けた代表取締役社長執行役員・今泉賢治が、経営環境等を鑑み、予め社外取締役全員に相談のうえで、この基準額から一部減額を実施することがあります。

代表取締役社長に委任をした理由は、社外取締役全員の適切な助言を得た上で、基準額からの一部減額という限定された内容であり、その機動性から妥当と判断したためであります。

また、監査等委員である取締役の報酬に関しては、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

ii 非金銭報酬に関する方針（報酬等の付与時期や条件に関する方針を含む。）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の算定方法は、職位に基づき定めた基礎付与率に、TSR（株主総利回り）評価係数と業績評価係数を乗じ、これに最低付与率に相当するインセンティブ付与率を加え、これを各取締役の基本報酬額に乘じるものとしております。なお、TSR評価係数は、TSR成長率の自社5年平均をTOPIXのTSR5年平均で除した係数としております。また、業績評価係数は、経営目標指標とする経常利益率3%に対する達成率（マイナスの場合は達成率0%）としております。

譲渡制限付株式報酬の具体的な支給時期及び付与数につきましては、毎年取締役会で決定しております。

iii 報酬等の割合に関する方針

非金銭報酬の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額に占める割合は、おおよそ6分の1以内としております。

iv 個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

上記手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数(名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)	
			基本報酬	非金銭報酬
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	5(1)	65(5)	59(5)	5(―)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	4(3)	24(12)	24(12)	―
合 計 (うち社外取締役)	9(4)	89(17)	83(17)	5(―)

- (注) 1. 2016年4月27日開催の第119回定時株主総会において、取締役(監査等委員)の報酬額について月額450万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名(うち社外取締役は2名)です。
2. 2021年4月28日開催の第124回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬額については年額20,000万円以内(但し、使用人分の給与は含まない。)、同譲渡制限付株式報酬額については年額4,000万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、4名です。
3. 上表の取締役(監査等委員を除く。)の報酬等については、2024年4月25日開催の第127回定時株主総会終結の時をもって任期満了となった谷知久氏が含まれております。
4. 上表の取締役(監査等委員)の報酬等については、2024年4月25日開催の第127回定時株主総会終結の時をもって任期満了となった境康氏が含まれております。
5. 非金銭報酬として取締役(監査等委員を除く。)に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の交付状況は、20頁の「(1)⑥当事業年度中に当該役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況」に記載のとおりです。

事業報告

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役荻原正俊氏は、タビオ株式会社の相談役を務めております。タビオ株式会社は当社の資本業務提携先であり、かつ主要株主であります。

社外取締役(監査等委員)野口光夫氏は、東京シティ合同事務所の代表を務めております。なお、当社と東京シティ合同事務所との間には特別の関係はありません。

社外取締役(監査等委員)松居智子氏は、長野国助法律事務所のパートナー弁護士を務めております。なお、当社と長野国助法律事務所との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	荻原 正俊	100% (10/10回)	—	他の事業会社の取締役等の豊富な経験に基づく幅広い知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役(監査等委員)	野口 光夫	100% (13/13回)	100% (13/13回)	国税局等での税務に関する豊富な経験、税理士としての専門的知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会においても、監査結果について税理士としての専門的な知識や豊富な経験に基づいて、適宜必要な発言を行うなどにより、監督機能を果たしております。
取締役(監査等委員)	松居 智子	100% (10/10回)	100% (10/10回)	弁護士としての法務に関する豊富な経験、専門的知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会においても、監査結果について弁護士としての専門的な知識や豊富な経験に基づいて、適宜必要な発言を行うなどにより、監督機能を果たしております。

- (注) 1. 上記の取締役会には、書面決議は含まれません。
2. 荻原正俊及び松居智子の両氏は、2024年4月25日開催の第127回定時株主総会においてそれぞれ取締役、取締役(監査等委員)に選任され、就任しました。両氏については、それぞれ就任後に開催された取締役会、監査等委員会への出席状況を記載しています。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 シンシア監査法人

(注) 当社の会計監査人でありましたアーク有限責任監査法人は、2024年4月25日開催の第127回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

	シンシア監査法人	アーク有限責任監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円	9百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	23百万円	9百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合には、会社法第399条の2第3項第2号に基づき、株主総会に提出する議案の内容として、会計監査人の解任又は不再任を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第128期 2025年1月31日現在	(ご参考) 第127期 2024年1月31日現在	科目	第128期 2025年1月31日現在	(ご参考) 第127期 2024年1月31日現在
(資産の部)	11,888	11,194	(負債の部)	5,326	5,398
流動資産	8,548	8,487	流動負債	3,624	3,927
現金及び預金	3,537	3,372	支払手形及び買掛金	537	630
受取手形及び売掛金	2,427	2,437	電子記録債務	905	1,031
商品及び製品	1,834	1,856	短期借入金	1,146	1,141
仕掛品	27	23	1年内返済予定長期借入金	58	39
原材料及び貯蔵品	80	84	未払金	224	360
その他	642	730	未払法人税等	19	19
貸倒引当金	△2	△16	未払費用	87	82
固定資産	3,340	2,706	返金負債	482	555
有形固定資産	205	197	賞与引当金	21	14
建物及び構築物	3	3	株主優待引当金	12	10
土地	99	88	その他	127	42
その他	102	104	固定負債	1,702	1,471
無形固定資産	5	11	長期借入金	463	522
投資その他の資産	3,128	2,497	退職給付に係る負債	536	541
投資有価証券	2,921	2,265	繰延税金負債	640	336
繰延税金資産	2	2	その他	62	71
その他	212	238	(純資産の部)	6,562	5,795
貸倒引当金	△7	△7	株主資本	4,849	4,756
資産合計	11,888	11,194	資本金	100	100
			資本剰余金	5,284	5,285
			利益剰余金	△517	△618
			自己株式	△16	△10
			その他の包括利益累計額	1,712	1,038
			その他有価証券評価差額金	1,352	779
			為替換算調整勘定	360	258
			負債純資産合計	11,888	11,194

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第128期 2024年2月 1日から 2025年1月31日まで	(ご参考) 第127期 2023年2月 1日から 2024年1月31日まで
売上高	13,162	13,021
売上原価	8,278	8,246
売上総利益	4,883	4,775
販売費及び一般管理費	4,826	4,752
営業利益	57	22
営業外収益	121	170
受取利息及び配当金	80	47
為替差益	35	116
その他	5	6
営業外費用	27	22
支払利息	18	13
貯蔵品処分損	6	2
持分法による投資損失	—	4
その他	2	2
経常利益	151	170
特別利益	33	45
固定資産売却益	0	—
投資有価証券売却益	32	—
事業譲渡益	—	45
特別損失	45	73
減損損失	45	72
投資有価証券評価損	—	0
税金等調整前当期純利益	139	142
法人税、住民税及び事業税	31	29
法人税等調整額	6	△0
当期純利益	100	112
親会社株主に帰属する当期純利益	100	112

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

科目	第128期 2025年1月31日現在	(ご参考) 第127期 2024年1月31日現在
(資産の部)	10,529	9,927
流動資産	7,089	7,110
現金及び預金	2,639	2,552
受取手形	170	221
売掛金	2,006	1,980
商品	1,573	1,590
貯蔵品	50	50
前払費用	277	320
未収入金	71	93
短期貸付金	0	0
立替金	4	4
その他	297	314
貸倒引当金	△2	△16
固定資産	3,440	2,817
有形固定資産	11	14
建物	0	0
工具・器具及び備品	7	7
その他	4	6
無形固定資産	5	11
投資その他の資産	3,422	2,792
投資有価証券	2,921	2,265
関係会社株式	308	308
関係会社出資金	9	9
長期貸付金	1	0
差入保証金	181	207
その他	8	8
貸倒引当金	△7	△7
資産合計	10,529	9,927

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科目	第128期 2025年1月31日現在	(ご参考) 第127期 2024年1月31日現在
(負債の部)	5,295	5,219
流動負債	3,549	3,804
支払手形	34	82
電子記録債務	905	1,031
買掛金	426	457
短期借入金	1,123	1,100
1年内返済予定長期借入金	58	39
未払金	320	431
未払法人税等	9	9
未払費用	70	63
返金負債	482	555
賞与引当金	18	10
株主優待引当金	12	10
その他	87	12
固定負債	1,746	1,414
長期借入金	579	522
退職給付引当金	487	504
繰延税金負債	633	336
その他	46	52
(純資産の部)	5,234	4,708
株主資本	3,882	3,928
資本金	100	100
資本剰余金	5,295	5,297
資本準備金	546	546
その他資本剰余金	4,749	4,750
利益剰余金	△1,497	△1,458
その他利益剰余金	△1,497	△1,458
繰越利益剰余金	△1,497	△1,458
自己株式	△16	△10
評価・換算差額等	1,352	779
その他有価証券評価差額金	1,352	779
負債純資産合計	10,529	9,927

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第128期 2024年2月 1日から 2025年1月31日まで	(ご参考) 第127期 2023年2月 1日から 2024年1月31日まで
売上高	11,153	10,979
売上原価	7,237	7,185
売上総利益	3,916	3,793
販売費及び一般管理費	4,058	3,984
営業損失 (△)	△141	△190
営業外収益	128	172
受取利息及び配当金	78	47
為替差益	47	120
その他	2	4
営業外費用	25	16
支払利息	16	11
貯蔵品処分損	6	2
その他	2	2
経常損失 (△)	△37	△34
特別利益	33	45
固定資産売却益	0	—
投資有価証券売却益	32	—
事業譲渡益	—	45
特別損失	45	73
減損損失	45	72
投資有価証券評価損	—	0
税引前当期純損失 (△)	△50	△62
法人税、住民税及び事業税	△11	△14
法人税等調整額	△0	—
当期純損失 (△)	△38	△48

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2025年3月24日

株式会社ナイガイ
取締役会 御中

シンシア監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	石 田	和 寛
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	大 内	崇
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナイガイの2024年2月1日から2025年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナイガイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年3月24日

株式会社ナイガイ
取締役会 御中

シンシア監査法人
東京都千代田区
指 定 社 員 公認会計士 石 田 和 寛
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 大 内 崇
業 務 執 行 社 員

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナイガイの2024年2月1日から2025年1月31日までの第128期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告

監査等委員会監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年2月1日から2025年1月31日までの第128期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況及び監査上の主要な検討事項について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人シンシア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人シンシア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年3月28日

株式会社ナイガイ 監査等委員会

常勤監査等委員 磯田 裕 ㊞

監査等委員 野口光夫 ㊞

監査等委員 松居 智子 ㊞

(注) 監査等委員野口光夫及び松居智子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

ご参考

株主メモ

事業年度	毎年2月1日から翌年1月31日までの1年間
定時株主総会	毎年4月中に開催
基準日	1月31日
株主名簿管理人 特別口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
郵便物送付先 及びお問合せ先	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 フリーダイヤル 0120-782-031 受付時間 平日9:00~17:00
上場証券取引所	東京証券取引所スタンダード市場（証券コード 8013）
公告の方法	電子公告により当社ウェブサイト(http://www.naigai.co.jp/)に掲載いたします。 但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。

株式のお手続き窓口のご案内

株式に関するお手続きにつきましては、口座及びお手続き内容により、お問合せ先は下記のとおりとなります。

口座区分	お手続き・ご照会等の内容	お問合せ先
① 特別口座	・特別口座から証券口座への振替請求 ・単元未満株式の買取請求 ・住所・氏名等のご変更 ・配当金の受領方法のご指定	当社の特別口座管理機関(兼株主名簿管理人)である三井住友信託銀行株式会社証券代行部にお問合せください。 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 フリーダイヤル 0120-782-031 受付時間 平日9:00~17:00
② 証券口座 特別口座 共通	・支払期間経過後の配当に関するご照会 ・株式事務に関する一般的なお問合せ	
③ 証券口座	・上記の②以外のお手続き・ご照会等	口座を開設されている証券会社にお問合せください。

株主総会会場ご案内図

ご出席の株主様への お土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

会場

株式会社ナイガイ 地階ショールーム

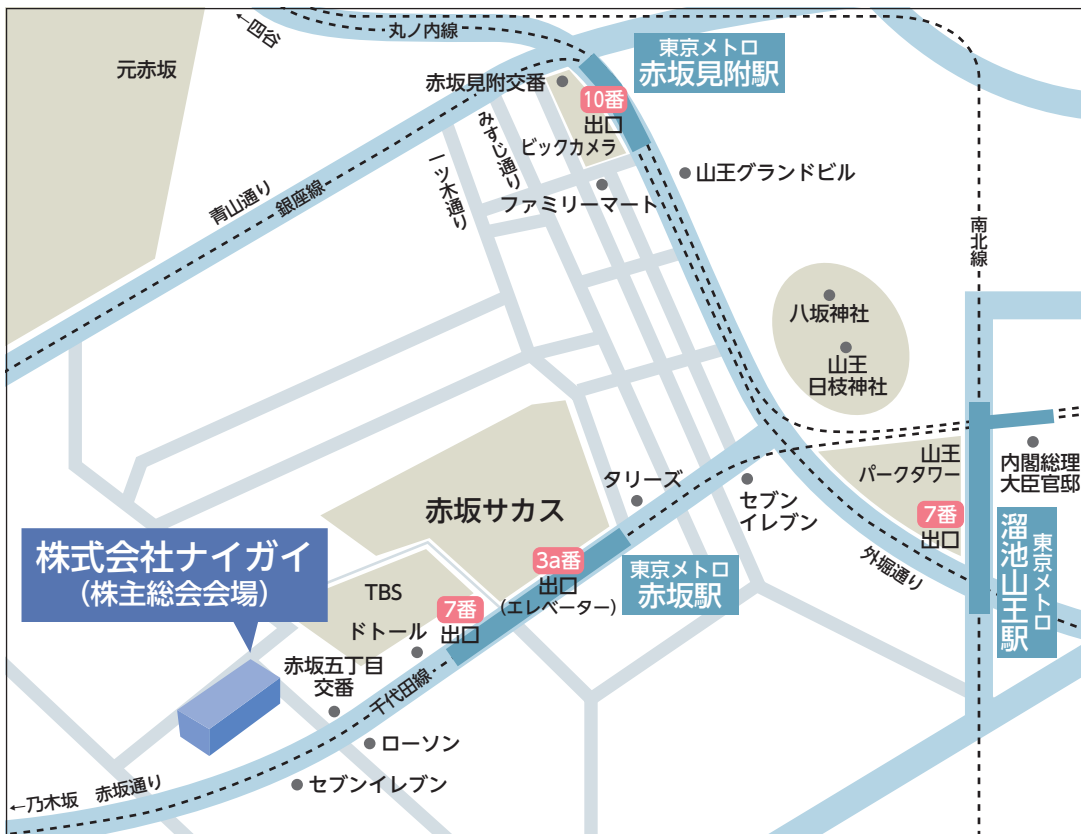
東京都港区赤坂七丁目 8 番 5 号 TEL 03 (6230) 1650

交通

東京メトロ千代田線 | 赤坂駅 (7 番出口) 徒歩 6 分 (3 a 番出口) 徒歩 8 分

同 銀座線・南北線 | 溜池山王駅 (7 番出口) 徒歩 15 分

同 銀座線・丸ノ内線 | 赤坂見附駅 (10 番出口) 徒歩 15 分



※駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。